

## 平成 23 年度 環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会 設置要領

**1 目的**

平成 22 年 12 月から開始した「企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会」の検討結果である平成 23 年 6 月「企業の環境情報開示のあり方について」（中間報告）の内容を受けて、環境報告ガイドライン等の改訂のため、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」（以下、検討会）を設置する。

**2 検討事項**

検討会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 環境報告ガイドライン（2007 年版）の改訂
- (2) 環境会計ガイドライン（2005 年版）の改訂の必要性検討

**3 組織等**

- (1) 検討会は、検討事項に関連する企業担当者と学識経験者等のうちから、みずほ情報総研株式会社が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (3) 委員長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 検討事項と関係のある者を委員長の了承を得た上で参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会の下に、学識経験者、関連団体、関係事業者等を集めたワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループの運営は検討会に準ずる。

**4 期間**

平成 23 年 9 月 7 日から平成 24 年 3 月 29 日までとする。

**5 会議の公開等**

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、委員長の承認を得るものとする。
- (3) ワーキンググループ及びその資料等は原則非公開とする。

**6 庶務**

委員会を円滑に運営するため、委員会の事務はみずほ情報総研株式会社において行う。

**7 その他**

その他必要な事項は、みずほ情報総研株式会社が委員長に案を諮った上で、決定する。